

第4号様式

(簡易公募募集) 型総合評価落札方式 (標準型・単体発注共同企業体発注)

入 札 説 明 書

沖縄県土木建築部一般競争入札公告南第30号（令和8年6月29日）の「R8南部東道路環境調査業務委託（その2）」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

1 業務概要

- (1) 業務名 R 8 南部東道路環境調査業務委託（その２）
- (2) 履行場所 南部土木事務所管内
- (3) 業務の目的
本業務は南部東道路事業における沖縄県環境影響評価条例に基づく事後調査を行う環境調査業務である。
- (4) 業務内容
 - ア 環境調査業務（設計計画）
 - イ 環境調査業務（調査測定）
- (5) 履行期間 令和8年10月1日 から 令和9年3月26日 まで
- (6) 成果品
成果品は以下のとおりとする。
 - ア 業務報告書 1部
 - イ 電子成果品（電子納品） 1式
 - ウ その他（監督職員が指示するもの）
- (7) 業務の実施形態
 - イ 再委託の禁止
本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
 - ウ 主たる部分
本業務における「主たる部分」は土木設計業務等共通仕様書第1128条第１項に示すとおりとする。
- (8) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、若手管理技術者を補助する管理補助技術者を配置することができる。管理補助技術者の配置は参加希望者の判断によるものとし、配置する場合は、管理技術者に代わり管理補助技術者の実績等を審査・評価する。管理補助技術者の資格要件は、管理技術者と同じとする。
- (9) 本業務は、若手技術者の育成を目的として、管理技術者に若手技術者（40歳以下）を配置する場合に評価を行う。
- (10) 参考見積の徴収について
本業務の予定価格算出にあたり参考見積を徴収する。参加表明書と併せて提出すること。
- (11) 本業務は、技術提案書の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案書の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

2 入札参加者を指名するための基準等

- (1) 指名者の数
- 次項に示す評価値基準の評価値から、原則として**上位8者**を指名する。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 指名するための基準

評価項目		評価の着目点		評価のウェイト	
		判断基準			
参加表明者（企業）の経験及び能力	資格要件 技術部門登録	(別記様式－２) 下記の順位で評価する。 ① 建設コンサルタント登録（建設環境部門）及び、沖縄県の令和７・８年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）の土木関係コンサルタントに「建設環境」の登録有り。 ② 沖縄県の令和７・８年度入札参加資格者名簿（コンサルタント等）の土木関係コンサルタントに「建設環境」の登録有り。 ③ 上記に該当しない場合は指名しない。		① 3.0 ② 2.0 ③ 指名しない	
	専門技術力 成果の確実性（業務実績）	(別記様式－２)（別記様式－２の２) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降に同種業務の実績が5件以上ある。 ② 平成28年度以降に同種業務の実績が3件以上5件未満ある。 ③ 平成28年度以降に類似業務の実績が3件以上ある。 ④ 上記に該当しない 記載する業務は5件までとする。		① 3.0 ② 2.0 ③ 1.0 ④ 0.0	
	管理技術力 迅速性（管内常駐技術者）	(別記様式－４) 下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内に管理技術者、担当技術者が常駐している。 ② 上記以外		① 1.0 ② 0.0	
	情報収集力	地域貢献度	(別記様式－５の５) 過去10年間の災害協定等に基づく活動実績を下記の順位で評価する。 (過去10年間とは、平成28年4月1日から公告日までの期間である。) ① 南城市での災害協定等に基づく活動実績あり。 ② 南部土木事務所管内での災害協定等に基づく活動実績あり。 ③ 上記以外		① 1.0 ② 0.5 ③ 0.0
		地域貢献度	(別記様式－５の６) 直近1年度間（当該年度を含まない直近の1年度間）の公共施設の管理に係るボランティア活動実績を下記の順位で評価する。 ① 活動実績有り ② 活動実績なし		① 2.0 ② 0.0
	経営力	履行保証力	(別記様式－５の１) 下記の順位で評価する。 ① 自己資本率が25%以上 ② ①③に該当しない ③ 自己資本率が10%未満		① 1.0 ② 0.5 ③ 0.0
瑕疵担保力		(別記様式－５の２) 下記の順位で評価する。 ① 保険金額5,000万円以上の賠償責任保険に加入 ② ①③に該当しない ③ 賠償責任保険に未加入		① 2.0 ② 1.0 ③ 0.0	

	遵法性 (別記様式－５の３) 下記の順位で評価する。 ① 過去3年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し (過去3年以内とは、令和５年４月１日から公告日までの期間である。) ② 過去1年以内に公正取引委員会からの排除勧告実績無し (過去1年以内とは、令和７年４月１日から公告日までの期間である。) ③ 上記以外	① 2.0 ② 1.0 ③ 0.0
	業務執行技術 (別記様式－３) 沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部を含む。)発注の過去４年間(令和４年度から令和７年度)の環境調査業務の評定点を５件提出し、その平均点によって評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満 ⑥ 55点以上60点未満 なお、業務実績の不足等により、５件提出できない場合は、１件不足につき、１ランク下げて評価する。また、沖縄県土木建築部が発注した業務の申告がない場合も１ランク下げて評価する。 例：４件提出し、平均点が78点②→③の評価 １件提出し、平均点が58点⑥→⑩の評価	配点：30.0 ① 100%(30.0) ② 90%(27.0) ③ 80%(24.0) ④ 70%(21.0) ⑤ 60%(18.0) ⑥ 50%(15.0) ⑦ 40%(12.0) ⑧ 30%(9.0) ⑨ 20%(6.0) ⑩ 10%(3.0)
	優良表彰 (別記様式－２) 令和６年度から令和７年度における、沖縄県土木建築部の優良表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績無し	① 5.0 ② 0.0
	技術者資格等 (別記様式－６) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(総合技術監理部門：建設又は環境)、建設部門(建設環境)又は環境部門 ② R C C M (建設環境) ③ 上記に該当しない。	① 5.0 ② 3.0 ③ 指名しない
	専門技術力 (別記様式－６) 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降に同種業務の実績が5件以上ある。 ② 平成28年度以降に同種業務の実績が3件以上5件未満ある。 ③ 平成28年度以降に類似業務の実績が3件以上ある。 ④ 上記に該当しない 記載する業務は5件までとする。	① 4.0 ② 3.0 ③ 1.0 ④ 0.0
	若手技術者 (別記様式－６) 下記の通り評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置(公告日を基準)。 ② 上記に該当しない。	① 3.0 ② 0.0

情報収集力 地域精通度 情報収集力	地域	(別記様式－６) 沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部を含む。)発注の過去10年間(平成28年度から公告日まで)の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無を以下の順位で評価する。 ①南城市内における業務実績がある。 ②南部土木事務所管内における業務実績がある。 ③上記に該当しない。	① 3.0 ② 2.0 ③ 0.0
	業務執行技術力・業務成績	(別記様式－７) 沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部を含む。)発注の過去８年間(平成30年度から令和７年度)の環境調査業務の評定点を５件提出し、その平均点によって評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満 ⑥ 55点以上60点未満 なお、業務実績の不足等により、５件提出できない場合は、１件不足につき、１ランク下げて評価する。また、沖縄県土木建築部が発注した業務の申告がない場合も１ランク下げて評価する。 例：４件提出し、平均点が78点②→③の評価 １件提出し、平均点が58点⑥→⑩の評価	配点：30.0 ① 100%(30.0) ② 90%(27.0) ③ 80%(24.0) ④ 70%(21.0) ⑤ 60%(18.0) ⑥ 50%(15.0) ⑦ 40%(12.0) ⑧ 30%(9.0) ⑨ 20%(6.0) ⑩ 10%(3.0)
	専門技術力	優良表彰 (別記様式－６) 令和４年度から令和７年度における、沖縄県土木建築部の優良表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績無し	① 2.0 ② 0.0
	当該部門従事期間	(別記様式－６) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が17年以上 ② 当該部門の従事期間が12年以上 ③ 上記に該当しない 従事期間は、申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたもの。算定は、公告日を基準とする。 技術士(総合技術監理部門(建設又は環境))の場合、10年 技術士(建設部門(建設環境)又は環境部門)の場合、7年 RCCMの場合、7年	① 3.0 ② 2.0 ③ 0.0
	手持ち業務の金額及び件数	(別記様式－６) 公告日時点において、下記の項目に該当する場合は選定しない(未契約のものを含む)。 ・手持ち業務の契約金額が５億円以上、又は手持ち業務の件数が10件以上 ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円以上、又は手持ち業務の件数が5件以上とする。	
	業務実施体制の妥当	(別記様式－６) 下記の項目に該当する場合は指名しない。 ① 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。 ② 設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合 ③ 主たる部分が再委託予定となっている。	
合計		満点の点数	100.0

(3) 入札参加者の指名は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月23日(木)(予定)までに通知する。(電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。)

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、予定管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点		
			管 理 技術者	担当※ 技術者	照 査 技術者
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	判断基準			
	技術者資格等	(別記様式－6) 技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士（総合技術監理部門：建設又は環境）、建設部門（建設環境）又は環境部門 ② R C C M（建設環境） ③ 上記に該当しない。	① 3.0 ② 1.5 ③ 0.0	① 2.0 ② 1.0 ③ 0.0	① 1.0 ② 0.5 ③ 0.0
	専門技術力	(別記様式－6の2)（別記様式－6の3） 過去10年間の同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ① 平成28年度以降に同種業務の実績が5件以上ある。 ② 平成28年度以降に同種業務の実績が3件以上5件未満ある。 ③ 上記に該当しない場合で類似業務の実績が3件以上ある。 ④ 上記に該当しない 記載する業務は5件までとする。	① 2.0 ② 1.0 ③ 0.5 ④ 0.0	① 1.0 ② 0.5 ③ 0.2 ④ 0.0	① 1.0 ② 0.5 ③ 0.2 ④ 0.0
	当該部門従事期間	(別記様式－6) 技術者資格で申請のあった部門に対して、下記の順位で評価する。 ① 当該部門の従事期間が17年以上 ② 当該部門の従事期間が12年以上 ③ 上記に該当しない 従事期間は、申請の資格取得後の年数に次の期間を加えたもの。算定は、公告日を基準とする。 技術士（総合技術監理部門（建設又は環境））の場合、10年 技術士（建設部門（建設環境）又は環境部門）の場合、7年 RCCMの場合、7年	① 2.0 ② 1.3 ③ 0.0	① 2.0 ② 1.3 ③ 0.0	① 0.5 ② 0.3 ③ 0.0
	若手技術者	(別記様式－6) 下記の通り評価する。 ① 40歳以下の管理技術者を配置（公告日を基準）。 ② 上記に該当しない。	① 2.0 ② 0.0	① － ② －	① － ② －
	情報収集力 地域精通度	(別記様式－6) 沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部を含む。)発注の過去10年間（平成28年度から公告日）の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無を以下の順位で評価する。 ①南城市内における業務実績がある。 ②南部土木事務所管内における業務実績がある。 ③上記に該当しない。	① 2.0 ② 1.0 ③ 0.0	① 1.0 ② 0.5 ③ 0.0	① 0.5 ② 0.2 ③ 0.0
C P D		(別記様式－7) C P D取得単位を下記の順位で評価する。 ①令和5年度から令和7年度の3年間の平均年間取得単位が50単位以上 ②令和7年度の1年間の取得単位が50単位以上 ③上記に該当しない。	① 2.0 ② 1.0 ③ 0.0	① 2.0 ② 1.0 ③ 0.0	① 1.0 ② 0.5 ③ 0.0

専門技術力	業務執行技術力・業務成績	(別記様式－ 7) 沖縄県土木建築部及び国土交通省(内閣府沖縄総合事務局開発建設部を含む。)発注の過去 8 年間 (平成30年度から令和7年度) の環境調査業務の評定点を 5 件提出し、その平均点によって評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満 ⑥ 55点以上60点未満 なお、業務実績の不足等により、 5 件 提出できない場合は、 1 件不足につき、 1 ランク下げて評価する。また、沖縄県土木建築部が発注した業務の申告がない場合も 1 ランク下げて評価する。 例： 4 件提出し、平均点が78点②→③の評価 1 件提出し、平均点が58点⑥→⑩の評価	配点： 7.0	配点： 7.0	配点： 7.0
			① 100%(7.0) ② 90%(6.3) ③ 80%(5.6) ④ 70%(4.9) ⑤ 60%(4.2) ⑥ 50%(3.5) ⑦ 40%(2.8) ⑧ 30%(2.1) ⑨ 20%(1.4) ⑩ 10%(0.7)	① 100%(7.0) ② 90%(6.3) ③ 80%(5.6) ④ 70%(4.9) ⑤ 60%(4.2) ⑥ 50%(3.5) ⑦ 40%(2.8) ⑧ 30%(2.1) ⑨ 20%(1.4) ⑩ 10%(0.7)	① 100%(7.0) ② 90%(6.3) ③ 80%(5.6) ④ 70%(4.9) ⑤ 60%(4.2) ⑥ 50%(3.5) ⑦ 40%(2.8) ⑧ 30%(2.1) ⑨ 20%(1.4) ⑩ 10%(0.7)
	優良表彰	(別記様式－ 6) 令和 4 年度から令和 7 年度における、沖縄県土木建築部の優良表彰の経験について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り ② 表彰実績無し	① 1.0 ② 0.0	① 2.0 ② 0.0	① 1.0 ② 0.0
小計		満点の点数	21.0	17.0	12.0
			50.0		

※担当技術者については、主たる業務を担当する者 1 名を評価する。

イ 予定技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点
		判断基準	書面
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式 － 1 2)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10.0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	10.0
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	10.0
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	10.0
		地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案があった場合には評価する。	10.0
小計			50.0
アからイの合計（満点）			100.0

4 入札説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は入札参加の指名を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県南部合同庁舎（8階）

沖縄県南部土木事務所 庶務班

電話番号 098-866-1145

イ 上記(1)以外に関すること。

〒901-1206 沖縄県南城市大里字仲間1112-2

沖縄県南部土木事務所 南部東道路建設現場事務所

電話番号 098-944-5155

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間

(ア) 参加表明書に関すること： 令和8年6月29日(月) から 令和8年7月2日(木) まで

(イ) 技術提案書に関すること： 令和8年7月23日(木) から 令和8年7月27日(月) まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から正午、午後1時から午後4時

ウ 場 所 上記(1)アによる。

エ 提出方法 持参又はファクシミリにより提出すること。

※なお、ファクシミリにより提出する場合は、必ず電話により到達確認を行うこと。

F A X 番号 沖縄県南部土木事務所 098-866-6906

南部東道路建設現場事務所 098-944-5165

(3) 回答の方法

ア 期 間

(ア) 参加表明書に関すること： 令和8年6月29日(月) から 令和8年7月6日(月) まで

(イ) 技術提案書に関すること： 令和8年7月23日(木) から 令和8年7月29日(水) まで

イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【入札情報システム】<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000>

5 履行確実性の審査・評価の実施

低入札業務では、業務成績が低くなる傾向があり、技術提案された内容が適正に履行されないおそれがあることから、技術提案内容の履行の確実性について、厳格に評価する必要があることから、総合評価落札方式にて発注される業務について、品質を確保するための調査基準価格（以降「調査基準価格」という。）を設定し、「履行確実性」の評価を加えて技術評価点を算出する。

なお、審査、評価については、「【別紙】履行確実性の審査・評価のための追加資料等」によるが、当該資料中「2. 調査基準価格」については6(1)によるものとする。

6 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。

(1) 低入札基準価格

「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領(※)」第4条の基準に基づき算定する。

※【沖縄県土木建築部契約関係例規集>1-29、1-41】

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html>

7 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(3)について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次のアからウを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、アを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

ア 本業務の配置予定管理技術者と同等以上の評価値を得る者を担当技術者として配置すること。

イ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第3者による照査を受注者の負担において実施すること。

照査を実施する第3者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

(ア) 公告文2(1)の要件を満たすこと。

(イ) 受注者と資本金・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。

(ウ) 第3者による照査を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第3者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第3者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

ウ 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に関わる工事の完成までとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

8 その他

以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。

・なし